

ふぐの取扱いに関する指導要綱

(目的)

第1 この要綱は、食品衛生法（(昭和22年法律第233号)、食品表示法（平成25年法律第70号）、ふぐの処理等の規制に関する条例（令和3年宮城県条例第18号、以下「条例」という。）、ふぐの処理等の規制に関する条例施行規則（令和3年宮城県規則第25号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、ふぐの処理に係る事務の取扱いを定め、ふぐの販売（不特定又は多数の者に授与する販売以外の場合を含む。以下同じ。）について適正な指導を行うことにより、ふぐによって発生する食中毒を防止することを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、条例に規定するもののほか、それぞれ各号に定めるところによる。

(1) みなしふぐ処理者

条例附則第2項の規定により条例第5条第1項の免許を受けた者とみなされた者（令和3年5月31日時点でこの要綱の改正前の要綱第9に規定する「ふぐ取扱者名簿」に登録され「ふぐ取扱者登録済票（以下「登録済票」という。）」を交付された者のうち「調理・加工・販売区分」の者）をいう。

(2) 未処理ふぐ卸売販売者

未処理のふぐを仕入れ、そのまま販売を行う者であって第5に規定する「未処理ふぐ卸売販売者講習受講者名簿」に登録された者をいう。

(適用の範囲)

第3 この要綱は、食用の目的で販売等の用に供する次に掲げるふぐの処理又は販売を行う者に適用する。ただし、処理されたふぐを仕入れ、そのまま販売等を行う者には適用しない。

(1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の規定による飲食店営業、魚介類販売業、水産製品製造業、複合型そうざい製造業及び複合型冷凍食品製造業の許可を受けた施設であって食品衛生法施行条例（平成12年宮城県条例第33号）別表第4第2号に規定する施設の要件を満たすふぐ処理施設に従事するみなしふぐ処理者（営業者本人（法人の場合は役員）を含む。）

- (2) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の規定による魚介類販売業，水産製品製造業，複合型そうざい製造業，複合型冷凍食品製造業及び魚介類競り売り営業の許可を受けた施設又は同法第57条の規定による届出をした施設に従事する未処理ふぐ卸売販売者（営業者本人（法人の場合は役員）を含む。）

（講習会の開催）

第4 知事は，未処理ふぐ卸売販売者になろうとする者に対し，ふぐの販売に必要な知識を修得させるため，未処理ふぐ卸売販売者講習（以下「講習」という。）を2年に1回以上行うものとする。ただし，他の都道府県等において当該講習と同等以上の講習が当該年度に実施され，かつ，業としてふぐの販売に従事しようとする者が当該講習を受講する機会が確保されると認められる場合は，この限りではない。

2 講習を受講しようとする者は，様式1号により，知事に申請しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか，講習の開催に関して必要な事項は，別に定める。

（講習修了者の登録）

第5 知事は，講習を受講した者を様式2号により「未処理ふぐ卸売販売者講習受講者名簿」に登録するとともに，当該受講済者に対し様式3号により未処理ふぐ卸売販売者講習受講済証（以下「受講済証」という。）を交付する。

2 未処理ふぐ卸売販売者は，講習を受講するよう努めるものとする。

（登録済票の書換え交付）

第6 みなしふぐ処理者は，登録済票の記載事項に変更が生じたときは，保健所長を経由し，知事に書換え交付申請をしなければならない。

2 前項の申請をしようとする者は，様式4号による登録済票書換え交付申請書に登録済票を添えて，保健所長を経由し，知事に提出しなければならない。

3 知事は，旧要綱第9に規定する「ふぐ取扱者名簿」を様式5号により書換えるとともに，様式6号により登録済票を書換え交付する。

（登録済票の再交付）

第7 みなしふぐ処理者は、登録済票を著しくき損し、若しくは汚損し、又は亡失したときは、保健所長を経由し、知事に登録済票の再交付申請をすることができる。

2 前項の申請をしようとする者は、様式7号による登録済票再交付申請書にき損又は汚損した登録済票を添えて保健所長を経由し、知事に提出しなければならない。

3 知事は様式6号により登録済票を再交付する

4 みなしふぐ処理者は、登録済票の再交付を受けた後、亡失した登録済票を発見したときは、5日以内に保健所長を経由し、知事に返還しなければならない。

(登録の消除)

第8 ふぐ取扱者名簿の登録の消除を申請する者は、様式8号によるふぐ取扱者名簿登録消除申請書を、保健所長を経由し、知事に提出しなければならない。

2 みなしふぐ処理者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）による死亡又は失踪の届出義務者は、当該みなしふぐ処理者のふぐ取扱者名簿の登録の消除を様式8号により30日以内に保健所長を経由し、当該みなしふぐ処理者の登録済票を添えて、知事に申請しなければならない。

3 みなしふぐ処理者が条例第5条第1項に基づくふぐ処理者の免許を取得したときは、当該みなしふぐ処理者のふぐ取扱者名簿の登録の消除を様式8号により保健所長を経由し、当該みなしふぐ処理者の登録済票を添えて、知事に申請しなければならない。

(未処理ふぐ卸売販売者の遵守事項)

第9 未処理ふぐは、食用としてふぐ処理者、みなしふぐ処理者、条例第2条第4号で規定する営業者又は規則第2条で規定するふぐの卸売業者以外の者に販売してはならない。

附 則

この要綱は、昭和59年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年10月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 改正前のこの要綱の規定に基づく登録済票は、改正後のこの要綱の規定に基づくふぐ取扱者登録済票とみなす。

附 則

1 この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

2 この要綱による改正前の要綱（以下「旧要綱」という。）の第9の規定に基づく登録済票（販売区分に限る。）は、この要綱による改正後の要綱（以下「新要綱」という。）の第5第1項の規定に基づく受講済証とみなす。

3 この要綱の施行の際現に食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条の規定による改正前の食品衛生法（以下「旧法」という。）第52条第1項に規定する飲食店営業、魚介類販売業（出荷業を含む。）、魚介類せり売営業の許可及び食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和2年宮城県条例78号）附則第3項の規定によりなお効力を有する宮城県食品衛生取締条例（昭和30年県条例第27号、以下「廃止前取締条例」という。）第3条の規定による魚介類加工業の登録を受けた施設に従事するみなしふぐ処理者又は未処理ふぐ卸売販売者（営業者本人（法人の場合は役員）を含む。）については、新要綱の第3の規定の対象とする。

4 この要綱の施行の際現に旧要綱の第5の規定に基づく届出をしている者は、当該営業所が取得している旧法第52条第1項に規定する飲食店営業、魚介類販売業、魚介類せり売

営業の許可及び廃止前取締条例第3条の規定による魚介類加工業の登録の有効期間の満了の日までは、旧要綱の第5から第7の2までの規定については、なお従前の例による。ただし、旧要綱に規定する様式2号から5号中「ふぐの取扱いに関する指導要綱」については「ふぐの取扱いに関する指導要綱の一部を改正する要綱（令和3年6月1日施行）による改正前のふぐの取扱いに関する指導要綱」と読み替えて使用するものとする。